

規約変更の件

理由

従来本組合の機関は決議機関として大会があり、執行機関として執行委員会があつた。併し、従来は執行委員会に各分会の事務を委託して、十分の補助機関たる専任の役員も困難であると同様に、各分会の役員も十分の補助機関たる専任の役員も困難である。殊に執行機関と決議機関の分離は、現在の状況に適合しなかつた。故に本會を組織し、以上を組合の機関を充実にせんとするものがある。

変更の要由

- (1) 従来組合の構成単位であつた支部を廢して、構成単位を工場分会としたこと。
- (2) 本組合と分会との聯絡機関として支部委員会を設置して地域的活動をなすこと。